

平成 19 年 7-9 月期 1 次 Q E における卸売マージンの推計方法の変更について

平成 19 年 11 月 2 日
 経済社会総合研究所
 国民経済計算部

卸売マージンは、『法人企業統計調査』（財務省）を基礎統計として、卸売業の売上高及び売上原価から求めたマージン率から推計している。昨年来、マージン率に関し、①平成 18 年 4-6 月期の資本金規模 1 千万円以上 2 千万円未満の階級（平成 18 年 9 月 4 日公表）において、前期値と当期値の間に著しい非連続性が認められたことから、異常値処理として推計方法の変更を行ってきた（参考：「平成 18 年 7-9 月期 1 次 Q E における卸売マージンの推計方法の変更について」（平成 18 年 11 月 6 日付））。また、②『法人企業統計調査』のデータが利用できない期のマージン率推計値が、翌期 1 次 Q E 推計時に利用可能となるマージン率実績値と乖離幅が拡大していることが判明したことから、1 次 Q E 推計時のマージン率の推計方法を変更してきた（参考：「平成 18 年 10-12 月期 1 次 Q E における卸売マージン額推計方法の変更について」（平成 19 年 2 月 6 日付））。

今回、さらに推計精度の向上を図るため、平成 19 年 7-9 月期 1 次 Q E（11 月 13 日頃公表予定）以降、平成 19 年 1-3 月期以降のマージン率に関して以下のような推計方法の変更を行う。

なお、平成 19 年 1-3 月期以前の卸売マージン率の推計方法については、年次推計値との整合性を勘案し、来年度の年次推計作業時に決定することを予定している。

（卸売業のマージン率（資本金規模 1 千万円以上 2 千万円未満））

（単位：％）

	18 年				19 年	
	1-3 月期	4-6 月期	7-9 月期	10-12 月期	1-3 月期	4-6 月期
原数値による数値	22.0	15.9	15.2	13.1	12.2	20.9
変更前数値	-	19.9	19.6	19.1	20.4	(20.4)
変更後数値	-	-	-	-	18.7	19.4

注：（ ）は推計マージン率

（推計方法の変更）

卸売マージンに関し、平成 19 年 1-3 月期以降、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】①資本金 1 千万円以上 2 千万円未満の階級の売上原価を、過去 4 年同期の平均マージン率と当該期の売上高から求める。

②『法人企業統計調査』の情報が利用できない期の推計マージン率は、『法人企業統計調査』から得られた直前期のマージン率を推計当該期のマージン率とする。

【変更後】①資本金 1 千万円以上 2 千万円未満の階級の売上原価を、当該期を含めた過去 5 年同期の平均マージン率と当該期の売上高から求める。

②『法人企業統計調査』の情報が利用できない期の推計マージン率は、直近 1 年間（4 四半期）の平均マージン率を用いて補外推計する。